

北里大学共同研究振興資金規程細則

平成12年 3月17日制定
平成15年11月21日改正
平成18年10月 1日改正
平成20年 4月 1日改正
平成26年11月21日改正
平成28年11月 1日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学共同研究振興資金規程（以下「資金規程」という。）第13条の定めに基づき、資金規程の運用に関して必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(助成の方針)

第2条 AKPS共同研究の助成方針は、資金規程第3条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 助成対象研究は、原則として2年度又は3年度(24箇月から36箇月までの期間)継続するものとする。ただし、研究期間が2年度若しくは3年度に満たないとき、又は研究の中断、停止等により研究期間に変更のあったとき、若しくは相当の理由があり助成を継続することが適切でないと認められたときは、この限りでない。
- (2) 必要により外部機関の研究者を加え、またポストドクターを採用することができる。
- (3) 次年度に研究が継続する場合は、新規の募集は、行わない。

2 AKPS研究集会の助成方針は、資金規程第3条第2項に定めるもののほか、助成対象集会は、当該年度中に開催する研究セミナー、学術シンポジウム等とする。

(申請要件)

第3条 AKPS共同研究の研究計画書（助成金申請書を含む。）を提出できる者は、学校法人北里研究所（以下「本法人」という。）に所属する研究者で、次の要件を満たす共同研究であることとする。

- (1) 研究領域は、北里グループにふさわしい生命科学分野での特色ある学術研究領域で、十分な研究成果が期待できること。
- (2) 研究体制は、本法人に所属する研究者が主体となって3人から5人までで組織する共同研究であること。
- (3) 研究代表者及び共同研究者は、当該研究領域及び課題の推進に十分な研究業績を有していること。

2 AKPS研究集会の研究集会計画書（助成金申請書を含む。）を提出できる者は、本法人に所属する研究者で、次の要件を満たす研究集会であることとする。

- (1) 生命科学分野における学際的総合的な研究課題について、本法人内で共同で組織する研究集会であること。
- (2) 研究集会を開催する目的及び意義、準備等が充分で、集会を開催することにより研究の展開がさらに見込まれるもの。
- (3) 研究集会を開催するための組織及び運営が明確であること。

(申請手続)

第4条 AKPS共同研究の申請手続をする研究代表者は、所定の様式により、研究課題申請書等を学長に提出する。

- (1) 研究課題調書及び研究計画書には、研究領域(課題)名、研究代表者名、共同研究者名、研究目的、研究内容、研究経過、研究業績及び助成金交付申請額、収支内訳等を記載する。
- (2) 前年度の助成対象研究で当該年度継続するものについても前号を準用する。

2 AKPS研究集会の申請手続をする研究集会代表者は、所定の様式により、研究集会計画書(助成金申請書を含む。)を学長に提出する。

3 研究集会計画書には、研究集会名、研究集会代表者名、目的及び意義、集会組織、参加者及び助成金交付申請額、収支内訳等を記載する。

(計画変更の手続)

第5条 研究及び集会の中断、停止等により助成対象の期間を変更しようとするとき、又は計画の内容に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ理由を付して学長に願い出る。

2 前項により計画変更の願い出があったときは、学長は、これをAKPS委員会及び大学院委員会に諮り、理事会に上申する。

(助成金の管理)

第6条 資金規程第9条により交付された研究助成金及び研究集会助成金(以下「助成金」という。)は、交付を受けた者が所属する経理担当部署で管理する。

2 助成金の収支決算報告は、翌年度の4月30日までに交付を受けた者及び経理担当部署が作成しなければならない。

3 当該年度の助成金の未使用額は、本法人に帰属する。

(助成金の支出項目等)

第7条 研究助成金の支出項目は、機器備品費、図書費、消耗品費、旅費交通費、通信運搬費、会議費、印刷製本費その他の費用とする。

(1) 機器備品費については、原則として机、椅子、複写機等本法人が常備しているものの購入に充てることはできない。

(2) 機器備品等の資産は、原則として研究終了後本法人に帰属する。

2 研究集会助成金の支出項目は、学外研究者の招へい費(交通費、滞在費及び謝金)、会場費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費その他の費用とする。

3 旅費交通費は、本法人の定める規程に準じて支出する。

(事務)

第8条 この細則に関する事務は、研究支援センター事務室が担当する。

(この細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、AKPS委員会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年11月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年11月1日から施行する。